

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつ
たので、同項の規定により公表します。

令和6年5月27日

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 古 澤 ちい子

1 監査の種類 定例監査(財務監査及び行政監査)

2 監査の対象及びその期間

- (1) 経営管理部：令和5年8月28日から令和5年9月28日まで
- (2) 保健福祉部：令和5年9月29日から令和5年10月30日まで
- (3) 産業振興部：令和5年12月26日から令和6年1月30日まで

3 措置の内容 次のとおり

(1) 経営管理部

監 査 対 象	経営管理部 管財課
監査結果報告日	令和6年3月28日付け 栃市監第70号
措置結果通知日	令和6年4月10日付け 栃市総第18号
監 査 結 果	指摘事項(管財課) 近年、県内他団体において「運転免許証が失効(有効期間が経過)した状態で職員が公用車を運転」との報道があったことから、このような事態を回避するためにどのような対策を講じているかを質問したところ、どの種類の免許を保有しているかの把握はしているが、当該免許が失効していないかの把握はしていないとの回答であった。 職員が運転免許失効中に公用車を運転することは違法であり、これを回避するためには、任命権者において、管理下の職員に対し公用車による移動を命ずるのに先立ち、被命令者が有効な免許を保有しかつ当該免許が失効していないかを遺漏なく把握しておく必

	要があるが、現状は当該必要となる把握が行われていない状態であり、事務処理が適切を欠くと認められる。については、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。
措 置 内 容	指摘事項については、総務人事課と協議を行い、管財課では、令和6年4月2日付け通知により、公用車運転時における交通事故防止の徹底と併せて、運転免許証の有効期限確認を各所属長あてに依頼いたしました。 また、総務人事課では、令和6年度の職員自己申告書に運転免許証の有効期限記入欄を設けることを予定しております。

(2) 保健福祉部

監 査 対 象	保健福祉部 福祉総務課
監査結果報告日	令和6年3月28日付け 栃市監第70号
措置結果通知日	令和6年4月16日付け 栃市総第31号
監 査 結 果	指摘事項（福祉総務課） 貸付金の償還を受ける事務において、特定の貸付金につき一部繰上償還を受けたが、当該繰上償還を反映させることなく償還額及び利払い額を元利均等方式で計算し、この結果、定時償還時に過大な支払いを受けていた事案が確認された。また、当該一部繰上償還額が、償還台帳に適切に記載されていなかった。 本件は、繰上償還の内容が適切に未償還貸付残高に反映されなかったことにより対象者に過大な金銭の負担を強いた事案であり、事務処理が適切を欠くと認められる。については、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。
措 置 内 容	本件につきましては、繰上償還を受けた際の台帳の見直しを財政課及び県危機管理課と協議を行い、過払い金の精算をいたしました。 今後は年度当初に送付する償還計画に繰上償還の意思の有無をわかりやすく記載するとともに、繰上償還が行われた際は、財政課と償還台帳の見直しを必ず行い、台帳に適切に記載し速やかに対象者に変更通知を送付するよう努めます。

(3) 産業振興部

監 査 対 象	産業振興部 商工振興課
監査結果報告日	令和 6 年 3 月 2 8 日付け 栃市監第 7 0 号
措置結果通知日	令和 6 年 4 月 8 日付け 栃市総第 1 4 号
監 査 結 果	指摘事項（商工振興課） 公有財産の貸付に係る賃料の収納にあたり、賃借人に対し、年度当初に一括して納入通知書を 1 2 枚交付しているが、これら 1 2 枚のいずれにも納期限が記載されていなかった。 納入通知書に記載すべき事項は、地方自治法施行令第 1 5 4 条第 3 項に定めがあり、納期限もこれに含まれるところ、本件はこれを充たしておらず、法令の定めに反する。また、納期限が通知されていないと、所管課から賃借人に対する納入の勧奨・督促に支障が生ずることとなる。ついては、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。
措 置 内 容	令和 6 年度の賃料より、納入通知書へ納期限を記載いたしました。

監 査 対 象	産業振興部 農林整備課
監査結果報告日	令和 6 年 3 月 2 8 日付け 栃市監第 7 0 号
措置結果通知日	令和 6 年 5 月 9 日付け 栃市総第 4 4 号
監 査 結 果	指摘事項（農林整備課） 建設工事請負契約締結の際に受注者から現金で納付された契約保証金について、工事完了及び請負代金支払から数か月以上経過しているにもかかわらず、受注者に還付されていない状況が確認された。 契約保証金は、普通地方公共団体が契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に納めさせるものであるところ、契約が適正に履行されたことが確認されれば、当然に契約の相手方に還付されるべきものであり、この時期について、栃木市財務規則第 90 条で「契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。」と定められている。 本事案は、上記財務規則の定めに反することに加え、受注者から契約保証金還付申請書が提出されていないことが認知されていなかった点において、事務処理が適切を欠くと認められる。ついては、是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。

措 置 内 容	受注者から納付された契約保証金の返還は、契約の適正な履行を確保するために重要な措置であり、誠に重要な責務と認識しております。 本件につきましては、ご指摘後直ちに当該受注者にお詫びし、令和6年2月7日付けで返還が完了いたしました。また、市財務規則第90条で規定されているとおり、契約の履行確認後に直ちに契約相手に返還することを徹底して実行することを再度確認しました。 今後は、このような遅延が再び発生しないように、以下の対策を講じ、改善策を迅速に実施してまいります。 (是正又は改善のための措置) 1. 期限の設定 契約完了後、契約保証金の返還手続きに関して明確な期限を設定し、それを徹底することで遅延を防止する。 2. 監視体制の強化 契約保証金の返還状況を定期的に監視し、遅延や問題が発生した場合には迅速に対処するための体制を強化する。 3. 受注者への通知 契約完了後、契約保証金の返還手続きについて、受注者に明確な通知を行い、手続きの進行状況を定期的に共有する。 これらの対策を継続的に実施することで、契約保証金の返還手続きにおける遅延やミスを防いでまいります。
---------	---